

教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、課程認定における情報を公開いたします。

**教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること。**

教育については、看護学部の運営委員会、教授会、教務委員会の中で検討している。保健師課程の教育については、保健師課程学生選考委員会の中で、養護教諭への就業希望も含めて選考時の面接等に対応をしている。教員の養成に特化したものではないが、保健師課程の選考方法・基準の中に将来教育者となるべく資質についても含めている。また、選考後の学習状況についても委員会で情報共有し、教育の資質向上にむけて意見交換等を実施している。